

(仕様書)

1. 件名

平成 30 年度 千曲市体育施設 A E D (自動体外式除細動器) リース事業

2. 納入場所

戸倉体育館 スポーツ振興課 (千曲市大字磯部 1406 番地 1)

3. 設置場所

戸倉体育館 (千曲市大字磯部 1406 番地 1)

更埴体育館 (千曲市杭瀬下二丁目 4 番地)

大田原マレットパーク (千曲市大字桑原 877 番地 4)

更埴中央公園市民プール (千曲市大字新田 600 番地)

4. 対象物品

自動体外式除細動器 (AED) 4 台

※対象物品 1 台あたりの構成部品は下記表 1 のとおりとします。

表 1

品名	内容	数量	単位
(1) 本 体	・ AED 本体	1	台
(2) 付属品	・ バッテリ	1	個
	・ 電極パッド (成人 / 小児共用)	2	組
	・ 本体で小児用モードに切り替えるためのキー ※本体において成人 → 小児のモード切り替えに必要な専用部品。なお、本体のスイッチ操作により切り替えが可能な機種については不要。	1	個
	・ 取扱説明に関する媒体及び書類	1	組
(3) ケース	・ 専用の携行用キャリングバッグ ※上記 (1) 及び (2) の全てが収納できるもの。	1	個

※参考製品 カルジオライフ A E D - 3 1 0 0 (日本光電工業株式会社)

ハートスタート F R x (株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン)

・ 同等品以上可。同等品以上の他社製品で見積る場合は、事前にカタログ等を持参のうえ、5 月 1 8 日 (金) 正午までに担当と協議してください。

5. 規格・仕様等

本件賃貸借における規格及び仕様等は、下記表2のとおりとします。

表2

対象物品	<ul style="list-style-type: none">①新品であること。②医療機器として薬事法上の承認を得ていること。③非医療従事者の使用が認められる医療機器であること。④乳児を含む未就学児童（小児）への使用が許可された機種であること。⑤日本版救急蘇生ガイドライン 2015 に適合した機器であること。⑥小型軽量、携帯可能（持ち運びが容易）であること。⑦出力波形は、二相波形式であること。⑧AED 本体での操作（スイッチ、またはキー等）により小児／成人の使用モードの切り替えが可能なものとし、小児用電極パットがなくても小児に対応できるものであること。⑨定期的かつ自動により本体回路及び接続品の状態を点検する機能を有するものであること。⑩AED 本体に機器の正常・異常を確認できる表示機能があること。⑪日本語の音声アナウンスによる操作説明があること。⑫電極パット貼り付け後に心電図を自動解析し、除細動が必要な状態であるか知らせる機能を有すること。⑬使用時の時刻歴を付した心電図を本体内部に記録できること。⑭AED 本体は、IP55 の防塵・防水性を有するものであること。⑮バッテリーは、待機寿命 4 年以上、かつ AED 使用時に 4 時間の動作が可能なものであること。
保守管理等に係る対応	<ul style="list-style-type: none">①保証期間を納入後 5 か年以上とし、この期間の修理は追加費用を不要として実施すること。②修理期間中は、追加費用を不要として代替品を供給すること。③電極パット、バッテリー等、賃貸借期間中に待機寿命が経過する付属品は、追加費用を不要として交換すること。④緊急時に使用した電極パット及びバッテリーは、追加費用を不要として補充品を供給すること。⑤修理が必要な際は遅滞なく対応すること。⑥消耗品の交換・補充は適時に遅滞なく行うこと。⑦質問、故障、消耗品交換等の対応を円滑に行うため、常時（24 時間 365 日）対応が可能な体制が確保されていること。⑧本体または付属品のわかりやすい位置に上記⑦に対応する連絡先（問合せ先）を明示すること。

6. 業務内容（賃貸借料を含むもの）

- (1) AED本体及び付属品、専用キャリングバッグの供給
- (2) 契約期間中の定期交換用消耗品（電極パッド、バッテリー等）の供給
- (3) 機器使用時の消耗品の交換
- (4) 機器が正常に稼働し得るための部品等の交換、故障時の修理及び修理期間中の代替品の供給
- (5) 機器及び消耗品に係る保証金等、その他必要なもの

7. 契約期間（賃貸借契約期間）

平成30年7月1日～平成35年6月30日（5年間）

8. 賃貸借料（リース料）、見積方法

(1) 賃貸借料

①本仕様書による一式のAED5年間（60か月）の賃貸借料です。

(2) 見積額（入札書に記載する金額）

①本書の仕様に基づき算出した1か月分あたりの賃貸借料（4台分の月額リース料金を記載してください。

②消費税及び地方消費税は除いてください。

9. 賃貸借料（リース料）の支払い

- (1) 支払い方法
 - ・平成30年7月1日から平成31年3月31日について
平成30年7月に9か月分一括払い
 - ・平成31年4月1日から平成35年3月31日について
各年度4月に当該年度分を一括払い
 - ・平成35年4月1日から平成35年6月30日について
平成35年4月に3か月分一括払い

10. その他

- (1) 受注者は対象品の納入にあたっては、発注担当者（千曲市教育委員会スポーツ振興課）と十分協議してください。また、納入時に取り扱い方法の説明を行ってください。
- (2) この契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とします。ただし、翌年度以降においてこの契約に係る予算の減額または削減があった場合は、この契約を解除することができものとし、この場合の賠償額は賃借料の総額より既に支払った賃借料を除いた金額とします。